

樹木売却仕様書

- 1 売却樹木 イヌマキ 5 本（個別仕様は別紙のとおり）
- 2 引渡し場所 館山市立西岬小学校（現地）
- 3 引渡し期限 平成 3 1 年 2 月 2 8 日（木）
ただし、引渡しは売却代金が納入されたのちとする。
（担当職員が領収書の確認をする。）
- 4 代金納入方法 館山市の発行する「**納入通知書兼領収書**」により納入する。
- 5 売却の条件

- (1) 売却樹木は現状立木の状態で引渡しとする。入札希望者は、入札前に必ず現状の確認をし、樹木の状態について、仕様の確認他、疑義が生じないようにするものとする。
なお入札後の異議不服申し立ては一切認めない。
- (2) 館山市は売却樹木について、瑕疵担保責任を負わない。また、引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても館山市は一切責任を負わない。
- (3) 5 本全てを根ごと移設するものとし、樹木はいかなる理由があっても返品・交換はできない。
- (4) 掘削・抜根・剪定・搬送等、引取りに要する作業及びその費用一切は落札者の負担とする。なお、これらの作業は必要最小限にて行うものとし、万一他（隣地・電柱・電線等）に被害を与えたときは、落札者の責任において原状に復旧するものとする。
- (5) 引取りにより生じた穴は落札者が埋め戻すものとし、これらの費用は落札者の負担とする。埋戻しに使用する土は産地証明書等を添付すること。
- (6) 引取り作業に関連して発生した樹木等の不要物は、落札者が場外搬出・処分するものとし、これらに要する費用は落札者の負担とする。
- (7) 引取り作業にあたっては、担当職員の立会いを求め、作業範囲の承認を得るものとする。なお、作業時間は平日の午前 9 時から午後 4 時までの間とする。（ただし、正午から午後 1 時までの間は除く。）
- (8) 引取り作業が完了したのちは、担当職員の確認を受けるものとし、引取り後、落札者は受領書を担当職員に提出する。
- (9) 引取りは、落札者の責任のもとで安全管理を十分行い、作業員または第三者への事故が発生しないよう十分に注意しなければならない。なお万一事故等が発生した場合、落札者の責任において事故処理をするものとし、館山市は一切責任を負わない。

(10) その他記載なき事項は、別途協議を行うものとする。

別紙（個別仕様）

物件	目通り周	高さ	枝張り
①	約 1.1m	約 8m	約 6m
②	約 1.8m	約 9m	約 7m
③	約 1.2m	約 10m	約 6m
④	約 45 c m	立ち枯れ	—
⑤	約 1.8m	約 9m	約 7m

担当者 館山市建築施設課 三平幸司

電 話 0470-22-3752

F A X 0470-23-3116